

平成 31 年度トップアスリート支援金制度の要項改正がありました。

令和 2 年 1 月 28 日付けで、愛媛県スポーツ・文化部から、標記支援金制度の要項改正の通知がありましたのでお知らせいたします。

改定の概要は以下のとおりです。

※詳細については別添要項、愛媛県 HP をご覧ください。

【改定の概要】

1 支給対象者の要件緩和（主なもの）

（1）平成 19 年 4 月 1 日以前生まれの者(中学校 1 年生以上)

⇒「平成 21 年 4 月 1 日以前生まれの者(小学校 5 年生以上)」

（2）県内の中学校、高等学校、中等教育学校または特別支援学校の在学者

⇒「学校教育法第 1 条に規定する県内の学校(幼稚園を除く。)の在籍者」

（3）（2）以外で県内に在住している場合、本県競技団体の登録者

⇒「県内在住者」又は「本県競技団体の登録者」のいずれかを満たすことで足りる。

（4）県外に在住している場合、県内の中学校卒業生

⇒「学校教育法第 1 条に規定する県内の学校（幼稚園を除く。）に在籍していた者」

2 支給上限回数の拡大対象の緩和

2020 東京オリンピック・パラリンピックに出場する可能性がある者

⇒夏季・冬季オリンピック・パラリンピックに出場する可能性がある者